

(様式2)

「桐生市新型インフルエンザ等対策行動計画案」に対する意見提出手続の結果

- 1 意見の募集期間 令和7年11月20日(木)～12月19日(金)
- 2 意見の提出者数 2人(電子メール2人)
- 3 意見の件数 16件
- 4 担当部課 保健福祉部地域医療感染症対策室
電話 (0277) 44-8250(直通)
ファクシミリ (0277) 45-2940
電子メール chiikiiry@city.kiryu.lg.jp

5 提出された意見の要旨と考慮の結果

《はじめに》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果(意見に対する市の考え方)
1	P1 ・新型コロナウイルス感染症対応についての検証や反省がされていないことが問題。国の問題であるので、市としては致し方ないが、検証や反省が全くされない状況で新たな対策をしたところで、失敗を繰り返すことになりかねない。	・実際の感染症危機対応では、平時の備えの不足、変化する状況への柔軟かつ機動的な対応、情報発信が主な課題として挙げられました。その課題を踏まえ、感染症危機に対応できる社会を目指すために、「平時からの体制作り」、「国民生活及び社会経済活動への影響の軽減」、「基本的人権の尊重」の目標を実現できるよう政府行動計画及び群馬県行動計画の改定を踏まえて本計画を全面改定しております。

《第1部第1章新型インフルエンザ等対策の基本方針》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果(意見に対する市の考え方)
2	第4節 ・(2)感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え P2 ここにはもっともなことが述べられているが、検証や反省がないため、どうしようとしているのかが分からない。	・感染症の危機から市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、対策を講ずるよう努めてまいります。
3	・(3)基本的人権の尊重 P12 「より影響を受けがちな社会的弱者への配慮」という言葉があるが、高齢者や障害者だけでなく、一般の子どもたちの人権が著しく損なわれたことに、どう反省し、どう向き合おうとしているのか、記載がない。	・「より影響を受けがちな社会的弱者」には、子どもたちも含まれているものと考えております。対策を講ずる際には、基本的人権の尊重に留意し、取り組んでまいります。

《第1部第3章新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
4	<p>第1節 P18</p> <p>・(8)住民</p> <p>マスク着用は、無症状者には効果が認められていないため、不適切。</p> <p>マスクをしない人への差別や健常者や子どもへの弊害が大きい(科学的根拠あり)ため、削除すべき。</p> <p>コロナ禍の反省として、マスク差別をなくすように務める文言が必要。</p> <p>消毒液等についても強制してはならない文言を入れるべき。</p>	<p>・本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、様々な可能性に備え対応できる内容としています。</p> <p>具体的な内容につきましては、流行する感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえ、その時点で得られている科学的知見に基づく情報を提供することで、市民の皆様が感染症対策をとれるよう、努めてまいります。</p> <p>また、その際には基本的人権の尊重の観点に留意し情報提供するよう努めてまいります。</p>

《第2部第3章情報提供・共有、リスクコミュニケーション》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
5	<p>第1節 1-1-3 P31</p> <p>第2節 2-1-3 P34</p> <p>第3節 3-1-3 P36</p> <p>・「科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、住民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する」の「正しい情報」とは何か。政府や厚労省の情報が必ずしも科学的知見に基づいているわけでもなく、正しいとは限らない。コロナに関して、公的に出された資料に、間違いや恣意的な操作が幾つも有った。そして都合の悪いことは隠してきた。正しいかどうかは、相当後にならなければ、わからない。「正しい情報」という言葉は使うべきではない。あくまでも、「政府や厚労省が推奨する情報」である。</p>	<p>・流行する感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえ、その時点で得られている科学的知見に基づく情報を提供・共有するよう努めてまいります。</p>

6	<p>第3節 3-1-3 P36</p> <p>・第2部第3章にも数回書かれている「感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別」が、人権侵害であることはそのとおりだと思う。この偏見・差別は、病気に対する恐怖というより、マスコミによって煽られた、感染したら大変だという心理によって引き起こされたものと考えられる。対策として、法的責任を伴い得るとか、感染症対策の妨げになること等について啓発するとあるが、報道のあり方などもっと深い考察をすることが必要ではないか。人権侵害に当たる例は、他にもあり、ワクチンを接種しない、マスクを着けない人に対する非難がある。これらの人権侵害は、行動計画には一言も触れられていないが、コロナ対策の反省がなされていないと思わざるを得ない。</p>	<p>・本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、様々な可能性に備え対応できる内容としています。</p> <p>具体的な内容につきましては、流行する感染症の特徴や病原体の性状等にもよるため、その時点で得られている科学的知見に基づく情報を提供することで、市民の皆様が感染症対策をとれるよう、努めてまいります。</p> <p>また、その際には基本的人権の尊重の観点に留意し情報提供するよう努めてまいります。</p>
---	--	--

《第2部第5章ワクチン》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
7	<p>目的 P42</p> <p>「ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐ」について</p> <p>・科学的根拠を示せ。桐生市民の接種の有無での追跡調査やアンケート調査で事実に基づくデータを示すべき。効果のないことに税金を使うのは無駄。日本では2021年新型コロナワクチン接種開始後、感染拡大し、接種を辞めたら収束した事実がある。</p> <p>ワクチン接種が病気を収束させた実績はない。全てのワクチンが、接種後に疾患数の減り具合が鈍化している。（本間医師の書籍）ワクチンをすすめる国の冊子は、ワクチンで減っているように見せているだけで、印象操作してい</p>	<p>・本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、様々な可能性に備え対応できる内容としています。</p> <p>政府行動計画は、ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数や入院患者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる</p>

<p>8</p>	<p>るに過ぎない。アメリカのフロリダ州で全てのワクチン接種義務を撤廃、ジョン F ケネディ Jr. はワクチン接種が発達障害を引き起こしている」と公式に言っている。こういう情報こそ、日本人が知るべきなのに、日本は情報統制(今年の情報透明性の指標世界 72 位、昨年より悪化、先進国最下位)をしている感が否めない。</p> <p>・コロナワクチンはどうだったのか。接種開始時、そのようなことを言って、接種を勧めていたが、正しかったのか?今となっては、感染や発症を防ぐ効果はあまりないが重症化を防ぐ、というのが国の説になった。いつの間にか、言っていることが変わり、その重症化を防ぐ説についての科学的根拠はない。百歩譲って、重症化を防ぐ効果があるというならば、ほとんど重症化しないとされている子どもたちに、リスクのあるワクチンを打たせる必要があったのか。若い男性には心筋炎などの重大な副反応の危険性があることが早くから分かっていたのに、桐生市は未だに、受験生が接種する場合の補助金を出しています。桐生市には、情報が全く届いてないようで、恥ずかしい限り。コロナワクチンの接種は任意であると、最近になってやたら耳にするようになったが、接種開始時は、接種のリスクについての説明はほとんどなく、とにかく打つことが正しいという風潮であった。このような情報の出し方についての反省は、なされているのか?</p>	<p>ものであると考えられ、策定されています。本計画は、政府行動計画及び群馬県行動計画と連動しておりますので、国及び県と連携し、適切に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>・本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、様々な可能性に備え対応できる内容としています。</p> <p>国及び県と連携し、その時点で得られている科学的知見に基づく情報をわかりやすくかつ迅速に提供するとともに、必要な取り組みを実施するよう努めてまいります。</p>
<p>9</p>	<p>第3節 P46 3-2-2-2. 予防接種体制の構築 「住民全員が速やかに接種を受けられるよう」について</p> <p>・この文章では強制的な接種のイメージがある。せめて「接種を希望する住民</p>	<p>・新型インフルエンザ等の発生時においては、国民の生命及び健康を保護し、国民生活</p>

	<p>が」に変えてほしい。ワクチンは任意。体質的に受けられない人ばかりではなく、心情的にワクチンを打ちたくない人もいる。自然治癒力や自然医療を重視し、自己免疫力を高めることで、できるだけ薬に頼らないで健康に生活することを目指している。これは、非科学的な考えではなく、多くの医師や学者が支持し、実績をあげているものである。治験も済んでいない、遺伝子まで影響のある、将来どんな害があるかも分からないワクチンをすすめることこそ、非科学的ではないか。</p>	<p>及び国民経済に及ぼす影響が最小限となるようにするため、有効性や安全性が認められたワクチンについて、国が接種の機会を提供することとされていますので、その時点における国の方針に基づき、実施してまいります。</p> <p>また、住民接種又は特定接種を実施するに当たっては、ワクチンの安全性について、接種に用いるワクチンの薬事承認に至る過程で確認されることが前提となっています。</p> <p>予防接種の実施にあたっては、ワクチンに関する適切な情報提供に努めてまいります。</p>
10	<p>・全員とは、強制接種のことか？日本のワクチン接種は任意である旨を追加すべき。でないと法律違反である。またコロナ禍で起きたように、受けたくない人に社会的圧力がかかることは二度とあってはならない。人権侵害なので、これこそ書くべき。</p>	<p>・新型インフルエンザ等の発生時においては、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小限となるようにするため、有効性や安全性が認められたワクチンについて、国が接種の機会を提供することとされていますので、その時点における国の方針に基づき、実施してまいります。</p>
11	<p>3-3. 健康被害救済等 P46</p> <p>・もっともなことが述べられているが、コロナ対応での反省が全くされていない。今現在すべきことができてないのに、これでは机上の空論である。</p> <p>死亡に至らなくても、重大な健康被害に苦しんでいる方がたくさんいることは、想像に難くない。市はこのような現状を把握し、市民に寄り添った適切な対応をしてもらいたい。</p> <p>今回のコロナワクチンは、治験中であるのに、行政は大量接種を勧めてきた。今後、薬害として様々な問題となることは間違いない。ワクチンの健康被害についての検証や反省は、きちんとなされ、市民に知らされているのか。市民は健康被害の実態を何も知らされな</p>	<p>・政府行動計画においては、健康被害が生じた方に対しては予防接種法の予防接種健康被害救済制度等による迅速な救済に取り組むこととされています。市といたしましては、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請に関する相談等への対応を適切に行うよう努めてまいります。</p>

	<p>いまま、今も定期接種を受けているのではないか。</p> <p>3-4. 情報提供・共有 P47</p> <p>12 ・「正しい情報」とは？誰が判断した正しい情報か？日本政府が提供した情報のことなら、そう書くべき。日本政府にとって正しいとする情報と、世界の多様な正しい情報が異なっているため。日本は情報後進国であり、世界の常識的な情報が入りづらい。</p> <p>13 ・「科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応」とはなにか。ワクチン接種を阻む情報のことなら、戦争中のような言論弾圧や情報統制に当たるため、憲法違反である。紛らわしく、意味のわからない文言は解釈が曖昧になるため削除すべき。言論の自由は、これを侵してはならない。</p> <p>14 ・「定期の予防接種の接種率が低下することによるまん延」の科学的根拠は？世界中見ても、そのような事実はない。</p> <p>15 ・①の、接種対象者の64という注釈に、「医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。」とあるが、医学的理由以外のケースもあることを理解してほしい。実際、市内のクリニックでも、コロナワクチンの接種をしない、又は接種を途中からしな</p>	<p>・感染症の危機から市民の健康と生命を守るため、国・県と連携し、その時点で得られている科学的根拠に基づく情報をわかりやすくかつ迅速に提供するように努めてまいります。</p> <p>・政府行動計画における「科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報」とは、科学的に十分な検証がなされていない情報や、科学的知見の一部の切り取りや不正確な引用等が想定されています。また、こうした情報に該当するかどうかは、その時点で得られている科学的知見に基づき、必要に応じて専門家の評価を踏まえながら判断することになると考えられていますので、国及び県と連携し、適切に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>・政府行動計画は、ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数や入院患者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながるものであると考えられ、策定されています。本計画は、政府行動計画及び群馬県行動計画と連動しておりますので、国及び県と連携し、適切に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>・本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、様々な可能性に備え対応できる内容としています。</p> <p>ワクチンの接種により、個人の感染や発</p>
--	---	--

	<p>くなったところがある。医師にも多様な考え方があることを認識し、接種しない自由を保障してほしい。</p>	<p>症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者者数や入院患者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながるものであると考えられています。市といたしましては、国及び県と連携し、その時点で必要とされる対応を実施できるよう努めてまいります。</p>
--	--	---

《そのほか》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
16	<p>・この行動計画の全篇をとおして、感染対策として「マスク着用等の咳エチケット」という言葉が何度も出てくる。病気の人はマスクを着ける必要があるかもしれないが、健康な人にとっては、マスクは必要ないばかりか健康被害の原因になる。このようなマスクの害を訴える科学者や医師が多くいる。私自身、マスクを長時間着けていたために、口呼吸や呼吸困難に近い状況になったことがある。ましてや活動の盛んな子どもたちにとっては、苦しいだけではなく、かえって不衛生な状態を引き起こしていた。マスクをすすめることよりも、咳エチケットについてもっと啓発してほしい。咳エチケットの習慣は、感染症に限らず、どこでも役に立つと思う。</p>	<p>・本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、様々な可能性に備え対応できる内容としています。</p> <p>具体的な内容につきましては、流行する感染症の特徴や病原体の性状等にもよるため、その時点で得られている科学的知見に基づく情報を提供することで、市民の皆様が感染症対策をとれるよう、努めてまいります。</p>